

「PCBの掘り起こし調査を実施しています」

平成29年5月19日

奈良県くらし創造部景観・環境局

廃棄物対策課 産業廃棄物第二係

担当 南地、阿部

ダイヤル 0742-27-8747 (内線3383)

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物は、PCB特別措置法により処分期間内に処理することが義務付けられています。

昨年5月のPCB特別措置法の一部改正により、高濃度PCB廃棄物の処分期間が平成33年3月31日までと、原則1年前倒しされました。

(低濃度PCB廃棄物については平成39年3月31日までで変更なし)

PCB廃棄物の保管量等は、毎年県に届出が必要ですが、届出義務があるにも関わらず、未届のPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品が存在するため、全量の掘り起こし調査が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本県ではPCB廃棄物の処分期間内での確実な処分完了に向けて、事業者に対して、未届出のPCB廃棄物等の掘り起こし調査を実施しています。調査票等が届いた事業者の皆様には、調査のご協力をお願いいたします。

<参考>

◇ポリ塩化ビフェニル(PCB)とは

PCBは、科学的に安定し、電気絶縁性が良い等の性質を有した工業的に合成された化合物で、受変電機器(高圧変圧器・コンデンサーなど)等の絶縁油、熱交換器の熱媒体、感圧複写紙等に広く利用されてきました。しかし、有害であることが判明したため、昭和47年以降は製造や新たな使用は禁止されています。

◇PCB廃棄物の処分期間

PCB廃棄物	処分期間
高濃度PCB廃棄物(濃度5,000mg/kg超)	平成33年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物(濃度0.5~5,000mg/kg)	平成39年3月31日まで

※PCB廃棄物は定められた期限までに処分しなければなりません。

高濃度PCB廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。